

健 第 123 号
平成 30 年 4 月 23 日

環境保健センター所長 殿

保健福祉部健康推進課長
(公 印 省 略)

岡山県感染症発生動向調査事業実施要綱の一部改正について

このことについて、国の「感染症発生動向調査事業実施要綱」の一部が改正されたことに伴い、「岡山県感染症発生動向調査事業実施要綱」の一部を改正したので、御了知をお願いします。

保健福祉部健康推進課
担当 : 村上
TEL:086-226-7331
FAX:086-225-7283

岡山県感染症発生動向調査事業実施要綱

第1 趣旨及び目的

感染症発生動向調査事業については、昭和56年7月から18疾病を対象に開始され、昭和62年1月からはコンピュータを用いたオンラインシステムにおいて27疾病を対象にする等、充実・拡大されて運用されてきたところである。平成10年9月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号。以下「法」という。)が成立し、平成11年4月から施行されたことに伴い、法に基づく施策として感染症発生動向調査が位置づけられた。本事業は、感染症の発生情報の正確な把握と分析、その結果の国民や医療関係者への迅速な提供・公開により、感染症に対する有効かつ的確な予防・診断・治療に係る対策を図り、多様な感染症の発生及び蔓延を防止するとともに、病原体情報を収集、分析することで、流行している病原体の検出状況及び特性を確認し、適切な感染症対策を立案することを目的として、医師等の医療関係者の協力のもと、的確な体制を構築していくこととする。

第2 対象感染症

本事業の対象とする感染症は次のとおりとする。

1 全数把握の対象

一類感染症

- (1) エボラ出血熱、(2) クリミア・コンゴ出血熱、(3) 瘡そう、(4) 南米出血熱、(5) ペスト、(6) マールブルグ病、(7) ラッサ熱

二類感染症

- (8) 急性灰白髄炎、(9) 結核、(10) ジフテリア、(11) 重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、(12) 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）、(13) 鳥インフルエンザ(H5N1)、(14) 鳥インフルエンザ(H7N9)

三類感染症

- (15) コレラ、(16) 細菌性赤痢、(17) 腸管出血性大腸菌感染症、(18) 腸チフス、(19) パラチフス

四類感染症

- (20) E型肝炎、(21) ウエストナイル熱（ウエストナイル脳炎を含む。）、(22) A型肝炎、(23) エキノコックス症、(24) 黄熱、(25) オウム病、(26) オムスク出血熱、(27) 回帰熱、(28) キャサナル森林病、(29) Q熱、(30) 狂犬病、(31) コクシジオイデス症、(32) サル痘、(33) ジカウイルス感染症、(34) 重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。）、(35) 腎症候性出血熱、(36) 西部ウマ脳炎、(37) ダニ媒介脳炎、(38) 炭疽、(39) チクングニア熱、(40) つつが虫病、(41) デング熱、(42) 東部ウマ脳炎、(43) 鳥インフルエンザ(H5N1及びH7N9を除く。）、(44) ニパウイルス感染症、(45) 日本紅斑熱、(46) 日本脳炎、(47) ハンタウイルス肺症候群、(48) Bウイルス病、(49) 鼻疽、(50) ブルセラ症、(51) ベネズエラウマ脳炎、(52) ヘンドラウイルス感染症、(53) 発しんチフス、(54) ボツリヌス症、(55) マラリア、(56) 野兎病、(57) ライム病、(58) リッサウイルス感染症、(59) リフトバレー熱、(60) 類鼻疽、(61) レジオネラ症、(62) レプトスピラ症、(63) ロッキー山紅斑熱

五類感染症（全数）

- (64) アメーバ赤痢、(65) ウィルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）、(66) カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症、(67) 急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く。）、(68) 急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。）、(69) クリプトスボリジウム症、(70) クロイツフェルト・ヤコブ病、(71) 劇症型溶血性レンサ球菌感染症、(72) 後

天性免疫不全症候群、(73) ジアルジア症、(74) 侵襲性インフルエンザ菌感染症、(75) 侵襲性髄膜炎菌感染症、(76) 侵襲性肺炎球菌感染症、(77) 水痘（患者が入院を要すると認められるものに限る。）、(78) 先天性風しん症候群、(79) 梅毒、(80) 播種性クリプトコックス症、(81) 破傷風、(82) バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(83) バンコマイシン耐性腸球菌感染症、(84) 百日咳、(85) 風しん、(86) 麻しん、(87) 薬剤耐性アシネットバクター感染症

新型インフルエンザ等感染症

- (112) 新型インフルエンザ、(113) 再興型インフルエンザ

指定感染症

該当なし

2 定点把握の対象

五類感染症（定点）

(88) R S ウイルス感染症、(89) 咽頭結膜熱、(90) A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、(91) 感染性胃腸炎、(92) 水痘、(93) 手足口病、(94) 伝染性紅斑、(95) 突発性発しん、(96) ヘルパンギーナ、(97) 流行性耳下腺炎、(98) インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、(99) 急性出血性結膜炎、(100) 流行性角結膜炎、(101) 性器クラミジア感染症、(102) 性器ヘルペスウイルス感染症、(103) 尖圭コンジローマ、(104) 淋菌感染症、(105) クラミジア肺炎（オウム病を除く。）、(106) 細菌性髄膜炎（インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。）、(107) ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、(108) マイコプラズマ肺炎、(109) 無菌性髄膜炎、(110) メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(111) 薬剤耐性緑膿菌感染症

法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症

(114) 摂氏38度以上の発熱及び呼吸器症状（明らかな外傷又は器質的疾患に起因するものを除く。）若しくは（115）発熱及び発しん又は水疱（ただし、当該疑似症が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかな場合を除く。）

3 オンラインシステムによる積極的疫学調査結果の報告の対象

二類感染症

- (13) 鳥インフルエンザ（H5N1）

第3 実施主体

実施主体は、岡山県（以下「県」という。）とする。本実施要綱は、特に記述のない限り県が管轄する区域を対象とするが、県は、県全域の感染症の予防対策を図るために、岡山市及び倉敷市と連携して本事業を実施するものとする。

第4 実施体制の整備

1 岡山県感染症情報センター

岡山市及び倉敷市域を含む県内の全ての患者情報、疑似症情報及び病原体情報を収集・分析し、健康推進課に報告するとともに、全国情報と併せて、これらを速やかに医師会等の関係機関等に提供・公開するために、岡山県感染症情報センター（以下「感染症情報センター」という。）を岡山県環境保健センター（以下「環境保健センター」という。）内に設置する。

2 指定届出機関及び指定提出機関（定点）

(1) 県は、定点把握対象の感染症について、患者情報及び疑似症情報を収集するため、法第14条第1項に規定する指定届出機関として、患者定点及び疑似症定点をあらかじめ選定する。なお、岡山市及び倉敷市域も含めて選定するものとし、原則として2年間を

任期とする。

- (2) 県は、定点把握対象の五類感染症について、患者の検体又は当該感染症の病原体（以下「検体等」という。）を収集するため、病原体定点をあらかじめ選定する。なお、法施行規則第7条の2に規定する五類感染症については、法第14条の2第1項に規定する指定提出機関として、病原体定点を選定する。なお、岡山市及び倉敷市域も含めて選定するものとし、原則として2年間を任期とする。

3 地方感染症発生動向調査委員会

県内における情報の収集、分析の効果的・効率的な運用を図るため、小児科、内科、眼科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、微生物学、疫学、獣医学、昆虫学等の専門家、保健所及び環境保健センターの代表、県医師会の代表等からなる地方感染症発生動向調査委員会として、岡山県感染症対策委員会を活用する。

4 検査施設

本事業に係る検体等の検査については、原則として環境保健センターにおいて実施する。環境保健センターは、検査施設における病原体等検査の業務管理要領（以下「病原体検査要領」という。）に基づき検査を実施し、検査の信頼性確保に努めることとする。

また、県は、県内における検査が適切に実施されるよう施設間の役割を調整する。

第5 事業の実施

1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（第2の（75）、（85）及び（86））、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症

（1）調査単位及び実施方法

ア 診断した医師

一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（第2の（75）、（85）及び（86））、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を届出基準等通知に基づき診断した場合は、別に定められた基準に基づき直ちに最寄りの保健所・支所に届出を行う。

イ 検体等を所持している医療機関等

保健所・支所等から当該患者の病原体検査のための検体等の提供について、依頼又は命令を受けた場合にあっては、検体等について、必要な書式を添付して提供する。

ウ 保健所・支所

- ① 届出を受けた保健所・支所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力するものとする。また、保健所・支所は、病原体検査が必要と判断した場合には、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について、必要な書式を添付して依頼等するものとする。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて環境保健センターと協議する。
- ② 保健所・支所は、検体等の提供を受けた場合には、必要な書式を添付して環境保健センターへ検査を依頼するものとする。
- ③ 保健所・支所は、届出を受けた感染症に係る発生状況等を把握し、市町村、指定届出機関、指定提出機関その他の関係医療機関、医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。

エ 環境保健センター

- ① 環境保健センターは、検体等が送付された場合にあっては、病原体検査要領に基づき当該検体等を検査し、その結果を保健所・支所を経由して診断した医師に通知するとともに、保健所・支所、健康推進課及び感染症情報センターに提供する。また、病原体情報について、速やかに中央感染症情報センターに報告する。
- ② 検査のうち、環境保健センターにおいて実施することが困難なものについては、

必要に応じて、他の検査機関、都道府県等又は国立感染症研究所に協力を依頼する。

- ③ 環境保健センターは、患者が一類感染症と診断されている場合、都道府県域を超えた感染症の集団発生があった場合等の緊急の場合及び国から提出を求められた場合にあっては、検体等を国立感染症研究所に送付する。

オ 感染症情報センター

- ① 感染症情報センターは、県及び倉敷市域内の患者情報について、保健所・支所から情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。
- ② 感染症情報センターは、岡山市及び倉敷市域を含む県内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として、保健所・支所等の関係機関等に提供・公開する。

カ 健康推進課

健康推進課は、感染症情報センターが収集、分析した患者情報及び病原体情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行う。なお、緊急の場合及び国から対応を求められた場合においては、健康推進課は、直接必要な情報を収集するとともに、国及び他の都道府県等とも連携の上、迅速な対応を行う。

2 全数把握対象の五類感染症（第2の（75）、（85）及び（86）を除く。）

（1）調査単位及び実施方法

ア 診断した医師

全数把握対象の五類感染症（第2の（75）、（85）及び（86）を除く。）の患者を診断した医師は、別に定められた基準に基づき診断後7日以内に最寄りの保健所・支所に届出を行う。

イ 検体等を所持している医療機関等

保健所・支所等から当該患者の病原体検査のための検体等の提供の依頼を受けた場合にあっては、検体等について、保健所・支所に協力し、必要な書式を添付して提供する。

ウ 保健所・支所

- ① 届出を受けた保健所・支所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力するものとする。また、保健所・支所は、病原体検査が必要と判断した場合には、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について、必要な書式を添付して依頼するものとする。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて環境保健センターと協議する。
- ② 保健所・支所は、検体等の提供を受けた場合には、必要な書式を添付して環境保健センターへ検査を依頼するものとする。
- ③ 保健所・支所は、届出を受けた感染症に係る発生状況等を把握し、市町村、指定届出機関、指定提出機関その他の関係医療機関、医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。

エ 環境保健センター

- ① 環境保健センターは、検体等が送付された場合にあっては、病原体検査要領に基づき当該検体等を検査し、その結果を保健所・支所を経由して診断した医師に通知するとともに、保健所・支所、健康推進課及び感染症情報センターに提供する。また、病原体情報について、速やかに中央感染症情報センターに報告する。
- ② 検査のうち、環境保健センターにおいて実施することが困難なものについては、必要に応じて、他の検査機関、都道府県等又は国立感染症研究所に協力を依頼する。
- ③ 環境保健センターは、都道府県域を超えた感染症の集団発生があった場合等の緊急の場合及び国から提出を求められた場合にあっては、検体等を国立感染症研究所に送付する。

オ 感染症情報センター

- ① 感染症情報センターは、県及び倉敷市域内の患者情報について、保健所・支所からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。
- ② 感染症情報センターは、岡山市及び倉敷市域を含む県内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として、保健所・支所等の関係機関等に提供・公開する。

カ 健康推進課

健康推進課は、感染症情報センターが収集、分析した患者情報及び病原体情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行う。なお、緊急の場合及び国から対応を求められた場合においては、健康推進課は、直接必要な情報を収集するとともに、国及び他の都道府県等とも連携の上、迅速な対応を行う。

3 定点把握対象の五類感染症

(1) 対象とする感染症の状態

各々の定点把握対象の五類感染症について、別に定められた報告基準を参考とし、当該疾病の患者と診断される場合とする。

(2) 定点の選定

ア 患者定点

定点把握対象の五類感染症の発生状況を地域的に把握するため、県は、次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て、医療機関の中から可能な限り無作為に患者定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ県全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮する。

健康推進課は、岡山市及び倉敷市を含む各保健所・支所ごとに必要な定点数を定め、県医師会及び県病院協会に定点となる医療機関の推薦を依頼し、保健所・支所の意見を聴いて、定点に指定する。

① 対象感染症のうち、第2の(88)から(97)までに掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）を小児科定点として指定する。小児科定点の数は国が示した方法を参考として算定する。この場合において、小児科定点として指定された医療機関は、②のインフルエンザ定点として協力する。

② 対象感染症のうち、第2の(98)に掲げるインフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。以下同じ。）については、前記①で選定した小児科定点のうちインフルエンザ定点として協力する小児科定点に加え、内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）を内科定点として指定し、両者を合わせたインフルエンザ定点及び別途後記⑤に定める基幹定点とする。内科定点の数は国が示した方法を参考として算定する。

なお、基幹定点における届出基準は、インフルエンザ定点と異なり、入院患者に限定されることに留意すること。

③ 対象感染症のうち、第2の(99)及び(100)に掲げるものについては、眼科を標榜する医療機関（主として眼科医療を提供しているもの）を眼科定点として指定する。眼科定点の数は国が示した方法を参考として算定する。

④ 対象感染症のうち、第2の(101)から(104)に掲げるものについては、産婦人科、産科若しくは婦人科（産婦人科系）、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2第1項第1号ハ及びニ(2)の規定により性感染症と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、泌尿器科又は皮膚科を標榜する医療機関（主として各々の標榜科の医療を提供しているもの）を性感染症定点として指定する。性感染症定点の数は国が示した方法を参考として算定する。

⑤ 対象感染症のうち、第2の(91)のうち病原体がロタウイルスであるもの及び(105)から(111)までに掲げるものについては、対象患者がほとんど入院患者であるた

め、患者を多数収容する施設を有する病院であって内科及び外科を標榜する病院（小児科医療と内科医療を提供しているもの）を2次医療圏域毎に1カ所以上、基幹定点として指定する。

イ 病原体定点

病原体の分離等の検査情報を収集するため、県は、次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て病原体定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ県全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮する。

健康推進課は、岡山市及び倉敷市を含む各保健所・支所ごとに必要な定点数を定め、保健所・支所の意見を聴いて選定する。

- ① 医療機関を病原体定点として選定する場合は、原則として、患者定点として選定された医療機関の中から選定する。
- ② アの①により選定された患者定点の概ね10%を小児科病原体定点として、第2の(88)から(97)までを対象感染症とする。ただし、当面の間、(90)、(94)及び(95)を除くこととする。
- ③ アの②により選定された患者定点の概ね10%をインフルエンザ病原体定点として、第2の(98)を対象感染症とする。なお、インフルエンザ病原体定点の選定に当たっては、小児科定点から10%以上及び内科定点から10%以上を、それぞれ3定点と2定点を下回らないよう保健所・支所の推薦を受けて選定することとし、法第14条の2第1項に規定する指定提出機関として指定する。
- ④ アの③により選定された患者定点の概ね10%を眼科病原体定点として、第2の(99)及び(100)を対象感染症とする。
- ⑤ アの⑤により選定された患者定点の全てを基幹病原体定点として、第2の(91)のうち病原体がロタウイルスであるもの、(106)及び(109)を対象感染症とする。ただし、当面の間、(106)を除くこととする。

(3) 調査単位等

ア 患者情報のうち、(2)のアの①、②、③及び⑤（第2の(107)、(110)及び(111)に関する患者情報を除く。）により選定された患者定点に関するものについては、1週間（月曜日から日曜日）を調査単位として、(2)のアの④及び⑤（第2の(107)、(110)及び(111)に関する患者情報のみ）により選定された患者定点に関するものについては、各月を調査単位とする。

イ 病原体情報のうち、(2)のイの③により選定された病原体定点に関するものについては、第2の(98)に掲げるインフルエンザの流行期（(2)のアの②により選定された患者定点当たりの患者発生数が岡山市及び倉敷市を含む県単位で1を超えた時点から1を下回るまでの間）には1週間（月曜日から日曜日）を調査単位とし、非流行期（流行期以外の期間）には各月を調査単位とする。その他の病原体定点に関するものについては、各月を調査単位とする。調査単位についての病原体定点への連絡は、保健所・支所から行う。

(4) 実施方法

ア 患者定点

- ① 患者定点として選定された医療機関は、速やかな情報提供を図る趣旨から、調査単位の期間の診療時における別に定められた報告基準により、患者発生状況の把握を行うものとする。
- ② (2)のアにより選定された定点把握の対象の指定届出機関においては、別に定められた基準に従い、それぞれ調査単位の患者発生状況等を記載する。
- ③ ②の届出に当たっては、法施行規則第7条に従い行うものとする。

イ 病原体定点

- ① 病原体定点として選定された医療機関は、必要に応じて病原体検査のために検体等を採取する。
- ② 病原体定点は、検体等について、必要な書類を添えて、速やかに環境保健センターへ送付する。
- ③ (2) のイの②により選定された病原体定点においては、第2の(88)から(97)までの対象感染症（ただし、当面の間、(90)、(94)及び(95)を除く。）について、調査単位ごとに、原則として概ね4症例からそれぞれ1種類の検体を送付するものとする。
- ④ (2) のイの③により選定された病原体定点においては、第2の(98)に掲げるインフルエンザ（インフルエンザ様疾患を含む。）について、調査単位ごとに、原則として1検体を送付するものとする。

ウ 検体等を所持している医療機関等

保健所・支所等から当該患者の病原体検査のための検体等の提供の依頼を受けた場合にあっては、検体等について、保健所・支所に協力し、必要な書式を添付して提供する。

エ 保健所・支所

- ① 保健所・支所は、患者定点から得られた患者情報が週単位の場合は調査対象の週の翌週の火曜日までに、月単位の場合は調査対象月の翌月の3日までに、感染症発生動向調査システムに入力するものとし、併せて、対象感染症についての集団発生その他特記すべき情報についても健康推進課及び感染症情報センターへ報告する。また、保健所・支所は、病原体検査が必要と判断した場合は、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について、必要な書式を添付して依頼するものとする。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて環境保健センターと協議する。
- ② 保健所・支所は、検体等の提供を受けた場合には、必要な書式を添付して環境保健センターへ検査を依頼するものとする。
- ③ 保健所・支所は、定点把握の対象の五類感染症の発生状況等を把握し、市町村、指定届出機関、指定提出機関その他の関係医療機関、医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。
- ④ 保健所・支所は、本事業に係る検体を環境保健センターへ運搬する際、自ら運搬するほか、健康推進課が認めた業者に運搬させることができる。なお、検体の梱包については適切な方法で行うこととし、保健所・支所が責任を持つこととする。

オ 環境保健センター

- ① 環境保健センターは、検体等が送付された場合にあっては、病原体検査要領に基づき当該検体を検査し、その結果を保健所・支所を経由して病原体情報として病原体定点に通知するとともに、健康推進課及び感染症情報センターに提供する。また、病原体情報については、速やかに中央感染症情報センターに報告する。
- ② 検査のうち、環境保健センターにおいて実施することが困難なものについては、必要に応じて、他の検査機関、都道府県等又は国立感染症研究所に協力を依頼する。
- ③ 環境保健センターは、都道府県域を超えた感染症の集団発生があった場合等の緊急の場合及び国から提出を求められた場合にあっては、検体等を国立感染症研究所に送付する。

カ 感染症情報センター

- ① 感染症情報センターは、県及び倉敷市域内の患者情報について、保健所・支所からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。
- ② 感染症情報センターは、岡山市及び倉敷市域を含む県内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として、保健所・支所等の関係機関等に提供・公開する。

キ 健康推進課

健康推進課は、感染症情報センターが収集、分析した患者情報及び病原体情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行う。なお、緊急の場合及び国から対応を求められた場合においては、健康推進課は、直接必要な情報を収集するとともに、国及び他の都道府県等とも連携の上、迅速な対応を行う。

4 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症

(1) 対象とする疑似症の状態

各々の疑似症について、別に定められた報告基準を参考とし、当該疑似症の患者と診断される場合とする。

(2) 定点の選定

ア 疑似症定点

疑似症の発生状況を地域的に把握するため、県は次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て、医療機関の中から可能な限り無作為に疑似症定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ県全体の疑似症の発生状況を把握できるよう考慮する。

健康推進課は、岡山市及び倉敷市を含む各保健所・支所ごとに必要な定点数を定め、県医師会及び県病院協会に定点となる医療機関の推薦を依頼し、保健所・支所の意見を聴いて、定点に指定する。

対象疑似症のうち、第2の（114）に掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）又は内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）を第一号疑似症定点として指定する。

また、第2の（115）に掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）、内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）又は皮膚科を標榜する医療機関（主として皮膚科医療を提供しているもの）を第二号疑似症定点として指定する。

なお、各疑似症定点の数は国が示した方法を参考として算定するとともに、内科を標榜する医療機関については、第5の3（2）ア⑤に掲げる基幹定点の要件を満たす病院を2次医療圏域毎に1カ所以上含むよう考慮する。

(3) 実施方法

実施方法は次のとおりとするが、健康推進課から別途指示した後に開始することとする。

ア 疑似症定点

- ① 疑似症定点として選定された医療機関は、速やかな情報提供を図る趣旨から、診療時における別に定める報告基準により、直ちに疑似症発生状況の把握を行うものとする。
- ② （2）のアにより選定された定点把握の対象の指定届出機関においては、別に定める基準に従い、直ちに疑似症発生状況等を記載する。なお、当該疑似症の届出については、原則として症候群サーベイランスシステムへの入力により実施することとする。
- ③ ②の届出に当たっては、法施行規則第7条に従い行うものとする。

イ 保健所・支所

- ① 保健所・支所は、疑似症定点における症候群サーベイランスシステムへの入力を実施することができない場合は、当該疑似症定点から得られた疑似症情報を、直ちに、症候群サーベイランスシステムに入力するものとし、また、対象疑似症についての集団発生その他特記すべき情報について健康推進課及び感染症情報センターへ報告する。
- ② 保健所・支所は、疑似症の発生状況等を把握し、市町村、指定届出機関、指定提

出機関その他の関係医療機関、医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。

ウ 感染症情報センター

- ① 感染症情報センターは、県及び倉敷市域内の疑似症情報について、保健所・支所からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。
- ② 感染症情報センターは、岡山市及び倉敷市域を含む県内の全ての疑似症情報を収集、分析するとともに、その結果を週報等として、保健所・支所等の関係機関等に提供・公開する。

エ 健康推進課

健康推進課は、感染症情報センターが収集、分析した疑似症情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行う。なお、緊急の場合及び国から対応を求められた場合においては、健康推進課は、直接必要な情報を収集するとともに、国及び他の都道府県等とも連携の上、迅速な対応を行う。

5 オンラインシステムによる積極的疫学調査結果の報告の実施方法

(1) 保健所・支所

鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査を実施した保健所・支所は、別に定める基準に従い、直ちに疑い症例調査支援システムに調査内容を入力するものとする。

なお、医療機関より提出される検体等には、疑い症例調査支援システムが発行する検査依頼票を添付すること。

(2) 環境保健センター

ア 環境保健センターは、検体等が送付された場合にあっては、当該検体等を病原体検査要領に基づき検査し、その内容を直ちに疑い症例調査支援システムに入力する。

イ 鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査の結果を厚生労働省に報告する場合にあっては、法施行規則第9条第2項に従い、検体等を国立感染症研究所に送付する。

6 その他

感染症発生動向調査のために取り扱うこととなった検体等については、感染症の発生及びまん延防止策の構築、公衆衛生の向上のために使用されるものであり、それ以外の目的に用いてはならない。また、検体採取の際には、その使用目的について説明の上、できるだけ、本人等に同意をとることが望ましい。なお、同意については、必ずしも文書による必要はないが、文書による場合は、参考様式に準じて行うことができる。

(附則)

この実施要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成30年1月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成30年3月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成30年5月1日から施行する。

検体採取等についてのお願い

岡山県では、感染症の病原体情報を収集、分析することで、流行している病原体の検出状況及び特性を確認し、感染症対策に活用することを目的として、医療機関のご協力の下、患者様の検体を採取し、検査等を行っています。

患者様には、体調が思わしくないところ大変申し訳ありませんが、検体の採取につきまして、ご協力いただきますようお願いいたします。

提供していただいた検体は、県環境保健センター等で検査し、その結果は、感染症の発生及びまん延防止策の構築、公衆衛生の向上のために使用され、他の目的には使用しません。

また、この検査は、患者様の診断を目的とするものではないため、検査結果については、原則として、患者様ご自身には通知されませんのでご了承ください。

なお、検体等をご提供いただいた方が外部に特定されることのないよう、個人情報は固く守ります。また、詳細な調査が必要な場合には、後ほど保健所から連絡させていただく場合があります。

上記について主治医から十分な説明を受け、その上でご協力いただける場合は、同意書にご記入願います。(ご協力いただけない場合も、患者様が何らかの不利益を被ることはあります。)

○○保健所長

同 意 書

岡山県感染症発生動向調査のため、検体の提供等に協力することに同意します。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

電話番号

※保護者氏名

※提供者が20歳未満の場合は、保護者の方の同意が必要なため署名をお願いします。

○○保健所長 殿

患者様へ説明し、同意をお取りいただいた医師署名 _____

(医療機関へのお願い)

この同意書は、採取した検体とは別にし、個人情報保護に配慮して、○○保健所（支所）へ提出してください。

岡山県感染症発生動向調査事業実施要綱 新旧対照表

(下線部分は改正箇所)

新	旧
岡山県感染症発生動向調査事業実施要綱	岡山県感染症発生動向調査事業実施要綱
第1 (略)	第1 (略)
第2 対象感染症 本事業の対象とする感染症は次のとおりとする。	第2 対象感染症 本事業の対象とする感染症は次のとおりとする。
1 全数把握の対象 一類感染症～四類感染症 (略) 五類感染症 (全数) (64) ~ (66) (略) <u>(67) 急性弛緩性麻痺 (急性灰白隨炎を除く。)</u> <u>(68) ~ (87)</u> (略) 新型インフルエンザ等感染症 (略) <u>(112) ~ (113)</u> 指定感染症 (略)	1 全数把握の対象 一類感染症～四類感染症 (略) 五類感染症 (全数) (64) ~ (66) (略) <u>(新設)</u> <u>(67) ~ (86)</u> (略) 新型インフルエンザ等感染症 (略) <u>(111) ~ (112)</u> 指定感染症 (略)
2 定点把握の対象 五類感染症 (定点) <u>(88) ~ (111)</u> (略)	2 定点把握の対象 五類感染症 (定点) <u>(87) ~ (110)</u> (略)
法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症	法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症

新	旧
<u>(114) ~ (115)</u> (略)	<u>(113) ~ (114)</u> (略)
3 (略)	3 (略)
第3～第4 (略)	第3～第4 (略)
第5 事業の実施	第5 事業の実施
1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（第2の <u>(75)、(85) 及び (86)</u> ）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症	1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（第2の <u>(74)、(84) 及び (85)</u> ）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症
(1) 調査単位及び実施方法	(1) 調査単位及び実施方法
ア 診断した医師 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（第2の <u>(75)、(85) 及び (86)</u> ）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を届出基準等通知に基づき診断した場合は、別に定められた基準に基づき直ちに最寄りの保健所・支所に届出を行う。	ア 診断した医師 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（第2の <u>(74)、(84) 及び (85)</u> ）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を届出基準等通知に基づき診断した場合は、別に定められた基準に基づき直ちに最寄りの保健所・支所に届出を行う。
イ～カ (略)	イ～カ (略)
2 全数把握対象の五類感染症（第2の <u>(75)、(85) 及び (86)</u> を除く。）	2 全数把握対象の五類感染症（第2の <u>(74)、(84) 及び (85)</u> を除く。）
(1) 調査単位及び実施方法	(1) 調査単位及び実施方法
ア 診断した医師 全数把握対象の五類感染症（第2の <u>(75)、(85) 及び (86)</u> を除く。）の患者を診断した医師は、別に定められた基準に基づき診断	ア 診断した医師 全数把握対象の五類感染症（第2の <u>(74)、(84) 及び (85)</u> を除く。）の患者を診断した医師は、別に定められた基準に基づき診断

新	旧
後 7 日以内に最寄りの保健所・支所に届出を行う。	後 7 日以内に最寄りの保健所・支所に届出を行う。
イ～カ (略)	イ～カ (略)
3 定点把握対象の五類感染症	3 定点把握対象の五類感染症
(1) (略)	(1) (略)
(2) 定点の選定	(2) 定点の選定
ア 患者定点	ア 患者定点
<p>定点把握対象の五類感染症の発生状況を地域的に把握するため、県は、次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て、医療機関の中から可能な限り無作為に患者定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ県全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮する。</p> <p>健康推進課は、岡山市及び倉敷市を含む各保健所・支所ごとに必要な定点数を定め、県医師会及び県病院協会に定点となる医療機関の推薦を依頼し、保健所・支所の意見を聴いて、定点に指定する。</p> <p>① 対象感染症のうち、第 2 の <u>(88)</u> から <u>(97)</u> までに掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）を小児科定点として指定する。小児科定点の数は国が示した方法を参考として算定する。この場合において、小児科定点として指定された医療機関は、②のインフルエンザ定点として協力する。</p> <p>② 対象感染症のうち、第 2 の <u>(98)</u> に掲げるインフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。以下同じ。）については、前記①で選定した小児科定点のうちインフル</p>	<p>定点把握対象の五類感染症の発生状況を地域的に把握するため、県は、次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て、医療機関の中から可能な限り無作為に患者定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ県全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮する。</p> <p>健康推進課は、岡山市及び倉敷市を含む各保健所・支所ごとに必要な定点数を定め、県医師会及び県病院協会に定点となる医療機関の推薦を依頼し、保健所・支所の意見を聴いて、定点に指定する。</p> <p>① 対象感染症のうち、第 2 の <u>(87)</u> から <u>(96)</u> までに掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）を小児科定点として指定する。小児科定点の数は国が示した方法を参考として算定する。この場合において、小児科定点として指定された医療機関は、②のインフルエンザ定点として協力する。</p> <p>② 対象感染症のうち、第 2 の <u>(97)</u> に掲げるインフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。以下同じ。）については、前記①で選定した小児科定点のうちインフル</p>

新	旧
<p>エンザ定点として協力する小児科定点に加え、内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）を内科定点として指定し、両者を合わせたインフルエンザ定点及び別途後記⑤に定める基幹定点とする。内科定点の数は国が示した方法を参考として算定する。</p> <p>なお、基幹定点における届出基準は、インフルエンザ定点と異なり、入院患者に限定されることに留意すること。</p> <p>③ 対象感染症のうち、第2の<u>(99)</u>及び<u>(100)</u>に掲げるものについては、眼科を標榜する医療機関（主として眼科医療を提供しているもの）を眼科定点として指定する。眼科定点の数は国が示した方法を参考として算定する。</p> <p>④ 対象感染症のうち、第2の<u>(101)</u>から<u>(104)</u>に掲げるものについては、産婦人科、産科若しくは婦人科（産婦人科系）、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2第1項第1号ハ及びニ（2）の規定により性感染症と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、泌尿器科又は皮膚科を標榜する医療機関（主として各々の標榜科の医療を提供しているもの）を性感染症定点として指定する。性感染症定点の数は国が示した方法を参考として算定する。</p> <p>⑤ 対象感染症のうち、第2の<u>(91)</u>のうち病原体がロタウイルスであるもの及び<u>(105)</u>から<u>(111)</u>までに掲げるものについては、対象患者がほとんど入院患者であるため、患者を多数収容する施設を有する病院であって内科及び外科を標榜する病院（小児科医療と内科医療を提供しているもの）を2次医療圏域毎に1カ所以上、基幹定点として指定する。</p>	<p>エンザ定点として協力する小児科定点に加え、内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）を内科定点として指定し、両者を合わせたインフルエンザ定点及び別途後記⑤に定める基幹定点とする。内科定点の数は国が示した方法を参考として算定する。</p> <p>なお、基幹定点における届出基準は、インフルエンザ定点と異なり、入院患者に限定されることに留意すること。</p> <p>③ 対象感染症のうち、第2の<u>(99)</u>及び<u>(99)</u>に掲げるものについては、眼科を標榜する医療機関（主として眼科医療を提供しているもの）を眼科定点として指定する。眼科定点の数は国が示した方法を参考として算定する。</p> <p>④ 対象感染症のうち、第2の<u>(100)</u>から<u>(103)</u>に掲げるものについては、産婦人科、産科若しくは婦人科（産婦人科系）、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2第1項第1号ハ及びニ（2）の規定により性感染症と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、泌尿器科又は皮膚科を標榜する医療機関（主として各々の標榜科の医療を提供しているもの）を性感染症定点として指定する。性感染症定点の数は国が示した方法を参考として算定する。</p> <p>⑤ 対象感染症のうち、第2の<u>(90)</u>のうち病原体がロタウイルスであるもの及び<u>(104)</u>から<u>(110)</u>までに掲げるものについては、対象患者がほとんど入院患者であるため、患者を多数収容する施設を有する病院であって内科及び外科を標榜する病院（小児科医療と内科医療を提供しているもの）を2次医療圏域毎に1カ所以上、基幹定点として指定する。</p>

新	旧
<p>イ 病原体定点</p> <p>病原体の分離等の検査情報を収集するため、県は、次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て病原体定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ県全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮する。</p> <p>健康推進課は、岡山市及び倉敷市を含む各保健所・支所ごとに必要な定点数を定め、保健所・支所の意見を聴いて選定する。</p> <p>① (略)</p> <p>② アの①により選定された患者定点の概ね10%を小児科病原体定点として、第2の<u>(88)</u>から<u>(97)</u>までを対象感染症とする。ただし、当面の間、<u>(90)</u>、<u>(94)</u>及び<u>(95)</u>を除くこととする。</p> <p>③ アの②により選定された患者定点の概ね10%をインフルエンザ病原体定点として、第2の<u>(98)</u>を対象感染症とする。なお、インフルエンザ病原体定点の選定に当たっては、小児科定点から10%以上及び内科定点から10%以上を、それぞれ3定点と2定点を下回らないよう保健所・支所の推薦を受けて選定することとし、法第14条の2第1項に規定する指定提出機関として指定する。</p> <p>④ アの③により選定された患者定点の概ね10%を眼科病原体定点として、第2の<u>(99)</u>及び<u>(100)</u>を対象感染症とする。</p> <p>⑤ アの⑤により選定された患者定点の全てを基幹病原体定点として、第2の<u>(91)</u>のうち病原体がロタウイルスであるもの、<u>(106)</u>及び<u>(109)</u>を対象感染症とする。</p> <p>ただし、当面の間、<u>(106)</u>を除くこととする。</p>	<p>イ 病原体定点</p> <p>病原体の分離等の検査情報を収集するため、県は、次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て病原体定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ県全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮する。</p> <p>健康推進課は、岡山市及び倉敷市を含む各保健所・支所ごとに必要な定点数を定め、保健所・支所の意見を聴いて選定する。</p> <p>① (略)</p> <p>② アの①により選定された患者定点の概ね10%を小児科病原体定点として、第2の<u>(87)</u>から<u>(96)</u>までを対象感染症とする。ただし、当面の間、<u>(89)</u>、<u>(93)</u>及び<u>(94)</u>を除くこととする。</p> <p>③ アの②により選定された患者定点の概ね10%をインフルエンザ病原体定点として、第2の<u>(97)</u>を対象感染症とする。なお、インフルエンザ病原体定点の選定に当たっては、小児科定点から10%以上及び内科定点から10%以上を、それぞれ3定点と2定点を下回らないよう保健所・支所の推薦を受けて選定することとし、法第14条の2第1項に規定する指定提出機関として指定する。</p> <p>④ アの③により選定された患者定点の概ね10%を眼科病原体定点として、第2の<u>(98)</u>及び<u>(99)</u>を対象感染症とする。</p> <p>⑤ アの⑤により選定された患者定点の全てを基幹病原体定点として、第2の<u>(90)</u>のうち病原体がロタウイルスであるもの、<u>(105)</u>及び<u>(108)</u>を対象感染症とする。</p> <p>ただし、当面の間、<u>(105)</u>を除くこととする。</p>
(3) 調査単位等	(3) 調査単位等

新	旧
<p>ア 患者情報のうち、(2) のアの①、②、③及び⑤（第2の<u>(107)</u>、<u>(110)</u> 及び<u>(111)</u> に関する患者情報を除く。）により選定された患者定点に関するものについては、1週間（月曜日から日曜日）を調査単位として、(2) のアの④及び⑤（第2の<u>(107)</u>、<u>(110)</u> 及び<u>(111)</u> に関する患者情報のみ）により選定された患者定点に関するものについては、各月を調査単位とする。</p> <p>イ 病原体情報のうち、(2) のイの③により選定された病原体定点に関するものについては、第2の<u>(98)</u> に掲げるインフルエンザの流行期 ((2) のアの②により選定された患者定点当たりの患者発生数が岡山市及び倉敷市を含む県単位で1を超えた時点から1を下回るまでの間) には1週間（月曜日から日曜日）を調査単位とし、非流行期（流行期以外の期間）には各月を調査単位とする。その他の病原体定点に関するものについては、各月を調査単位とする。調査単位についての病原体定点への連絡は、保健所・支所から行う。</p>	<p>ア 患者情報のうち、(2) のアの①、②、③及び⑤（第2の<u>(106)</u>、<u>(109)</u> 及び<u>(110)</u> に関する患者情報を除く。）により選定された患者定点に関するものについては、1週間（月曜日から日曜日）を調査単位として、(2) のアの④及び⑤（第2の<u>(106)</u>、<u>(109)</u> 及び<u>(110)</u> に関する患者情報のみ）により選定された患者定点に関するものについては、各月を調査単位とする。</p> <p>イ 病原体情報のうち、(2) のイの③により選定された病原体定点に関するものについては、第2の<u>(97)</u> に掲げるインフルエンザの流行期 ((2) のアの②により選定された患者定点当たりの患者発生数が岡山市及び倉敷市を含む県単位で1を超えた時点から1を下回るまでの間) には1週間（月曜日から日曜日）を調査単位とし、非流行期（流行期以外の期間）には各月を調査単位とする。その他の病原体定点に関するものについては、各月を調査単位とする。調査単位についての病原体定点への連絡は、保健所・支所から行う。</p>
<p>(4) 実施方法</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 病原体定点</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ (2) のイの②により選定された病原体定点においては、第2の<u>(88)</u> から<u>(97)</u> までの対象感染症（ただし、当面の間、<u>(90)</u>、<u>(94)</u> 及び<u>(95)</u> を除く。）について、調査単位ごとに、原則として概ね</p>	<p>(4) 実施方法</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 病原体定点</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ (2) のイの②により選定された病原体定点においては、第2の<u>(87)</u> から<u>(96)</u> までの対象感染症（ただし、当面の間、<u>(89)</u>、<u>(93)</u> 及び<u>(94)</u> を除く。）について、調査単位ごとに、原則として概ね</p>

新	旧
<p>4症例からそれぞれ1種類の検体を送付するものとする。</p> <p>④ (2) のイの③により選定された病原体定点においては、第2の<u>(98)</u>に掲げるインフルエンザ（インフルエンザ様疾患を含む。）について、調査単位ごとに、原則として1検体を送付するものとする。</p> <p>ウ～カ (略)</p>	<p>4症例からそれぞれ1種類の検体を送付するものとする。</p> <p>④ (2) のイの③により選定された病原体定点においては、第2の<u>(97)</u>に掲げるインフルエンザ（インフルエンザ様疾患を含む。）について、調査単位ごとに、原則として1検体を送付するものとする。</p> <p>ウ～カ (略)</p>
<p>4 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 定点の選定</p> <p>ア 疑似症定点</p> <p>疑似症の発生状況を地域的に把握するため、県は次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て、医療機関の中から可能な限り無作為に疑似症定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ県全体の疑似症の発生状況を把握できるよう考慮する。</p> <p>健康推進課は、岡山市及び倉敷市を含む各保健所・支所ごとに必要な定点数を定め、県医師会及び県病院協会に定点となる医療機関の推薦を依頼し、保健所・支所の意見を聴いて、定点に指定する。</p> <p>対象疑似症のうち、第2の<u>(114)</u>に掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）又は内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）を第一号疑似症定点として指定する。</p> <p>また、第2の<u>(115)</u>に掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）、内科を標榜</p>	<p>4 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 定点の選定</p> <p>ア 疑似症定点</p> <p>疑似症の発生状況を地域的に把握するため、県は次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て、医療機関の中から可能な限り無作為に疑似症定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ県全体の疑似症の発生状況を把握できるよう考慮する。</p> <p>健康推進課は、岡山市及び倉敷市を含む各保健所・支所ごとに必要な定点数を定め、県医師会及び県病院協会に定点となる医療機関の推薦を依頼し、保健所・支所の意見を聴いて、定点に指定する。</p> <p>対象疑似症のうち、第2の<u>(113)</u>に掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）又は内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）を第一号疑似症定点として指定する。</p> <p>また、第2の<u>(114)</u>に掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）、内科を標榜</p>

新	旧
<p>する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）又は皮膚科を標榜する医療機関（主として皮膚科医療を提供しているもの）を第二号疑似症定点として指定する。</p> <p>なお、各疑似症定点の数は国が示した方法を参考として算定するとともに、内科を標榜する医療機関については、第5の3（2）ア⑤に掲げる基幹定点の要件を満たす病院を2次医療圏域毎に1カ所以上含むよう考慮する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>5～6 (略)</p>	<p>する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）又は皮膚科を標榜する医療機関（主として皮膚科医療を提供しているもの）を第二号疑似症定点として指定する。</p> <p>なお、各疑似症定点の数は国が示した方法を参考として算定するとともに、内科を標榜する医療機関については、第5の3（2）ア⑤に掲げる基幹定点の要件を満たす病院を2次医療圏域毎に1カ所以上含むよう考慮する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>5～6 (略)</p>
(附則) この実施要綱は、平成28年4月1日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成30年1月1日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成30年3月1日から施行する。 <u>この実施要綱の一部改正は、平成30年5月1日から施行する。</u>	(附則) この実施要綱は、平成28年4月1日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成30年1月1日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成30年3月1日から施行する。